

# 地方独立行政法人下関市立市民病院定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員（第7条－第10条）
- 第3章 理事会（第11条－第14条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第15条－第18条）
- 第5章 資本金等（第19条・第20条）
- 第6章 委任（第21条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域の医療機関及び下関市と連携し、地域医療はもとより、市民のニーズに応じた救急医療及び高度医療等を提供することにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

#### （名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）とする。

#### （設立団体）

第3条 法人の設立団体は、下関市とする。

#### （事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を下関市に置く。

#### （法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### （公告）

第6条 法人の公告は、下関市役所前の掲示場及び法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

### 第2章 役員

(役員)

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 5人以内
- (4) 監事 2人

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長のあらかじめ定める順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、下関市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を下関市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法第13条第6項第1号に規定する書類

(2) その他下関市の規則で定める書類

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(役員任命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

- 2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。
- 3 補欠の役員は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

### 第3章 理事会

（設置及び構成）

第11条 法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第12条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者若しくは監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して理事会の招集の要請があったときに、理事長が招集する。

（議事）

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項
- (5) 診療科その他の法人における重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項（理事会が定める軽易なものを除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第15条 法人が第1条の目的を達成するために設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
下関市立市民病院	下関市向洋町一丁目13番1号

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(緊急の必要がある場合の市長の要求)

第17条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため、市長から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち市長が必要であると認める業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施しなければならない。

(業務の執行)

第18条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により下関市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを下関市に帰属させる。

## 第6章 委任

(委任)

第21条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の施行の際現に法人の役員である者の任期については、この定款による改正後の定款第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款は、この定款による病院定款の変更に係る山口県知事の認可の日以後の日であって、地方独立行政法人下関市立市民病院が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第42条の2第1項の規定により下関市からの出資等に係る不要財産を下関市に納付した日から施行する。

(納付日の令和2年11月20日から施行)

別表（第19条関係）

1 土地

所在地	地目	面積（㎡）
下関市向洋町一丁目370番1	宅地	27,742.68

2 建物

施設名	所在地	延べ床面積（㎡）
病院	下関市向洋町一丁目 370番1番地	26,018.31
守衛室		5.94
車庫営繕室		77.47